

青谷地域活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青谷地域活性化推進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、青谷地域の豊富な地域資源である自然、魅力を次代に残すための地域づくり活動を行う団体に対し、その活動に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって青谷地域の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める交付目的を達成するために組織された青谷地域づくり連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う事業とする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金を受けて協議会が実施する事業を除く。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 講師等専門家への謝金
- (2) 旅費交通費
- (3) 需用費（食料費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 会場等借上料
- (7) 原材料購入費
- (8) 備品購入費

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。